

指定ごみ袋制度の対象となるごみの種類

家庭と事業所から排出されるもやしつかないごみです。

制度の開始時期

令和6年10月1日から

従来の袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日から完全実施予定です。

指定袋の主な仕様

容量	15L、30L、45L、70L相当
厚さ	JIS規格に準じる。 45L、70Lは0.03mm以上の厚手の袋も製造する。
形状	平型またはU字型（取っ手つき）

製造・流通・販売方法

指定の仕様を満たしたごみ袋を製造できる製造業者を募集し、認定・登録し、登録した複数の製造業者が指定ごみ袋を自由に製造・流通・販売する方法（製造業者認定方式）です。複数の製造業者が参入することで価格、流通の安定などの様々なメリットが期待できます。

指定ごみ袋の除外品目

以下の品目については指定ごみ袋を使わないことができます。

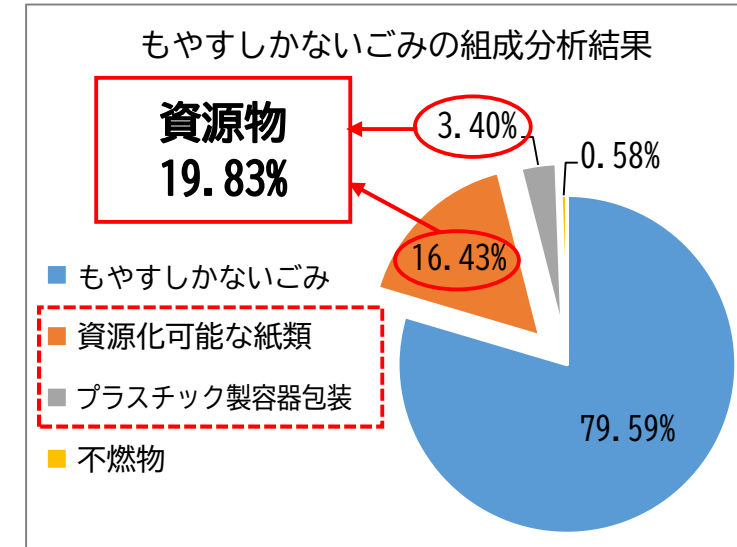
- 収集所に排出する場合：落ち葉、下草
- 焼却処理場に直接搬入する場合：上記に加えて座布団やぬいぐるみなど単体のごみ

※なお、これらを他のごみと併せて排出する場合は指定ごみ袋の使用が必要ですので御注意ください。

スケジュール

令和6年4月～	住民説明会等の開催
7月～	指定ごみ袋の製造、流通
9月～	指定ごみ袋の販売
10月	指定ごみ袋制度導入（移行期間開始） ※半年間はこれまでのごみ袋でも排出できます
令和7年4月	指定ごみ袋制度完全実施（移行期間終了） ※もやしつかないごみの排出時には、指定ごみ袋を御使用ください

もやしつかないごみの現状



令和9年度の供用開始を目指して現在整備中の新たな焼却施設を適切な規模にするため、他の自治体の事例を参考に、平成30年度比で年間5,000t（8.2%）の削減目標を立てて計画しました。

これは、もやしつかないごみの中に約20%含まれている資源物のうち、半分弱が分別・回収できれば達成できる水準ですが、限りある資源の回収と、もやしつかないごみの削減に、できる限り御協力をお願いいたします。

資源物混入事例



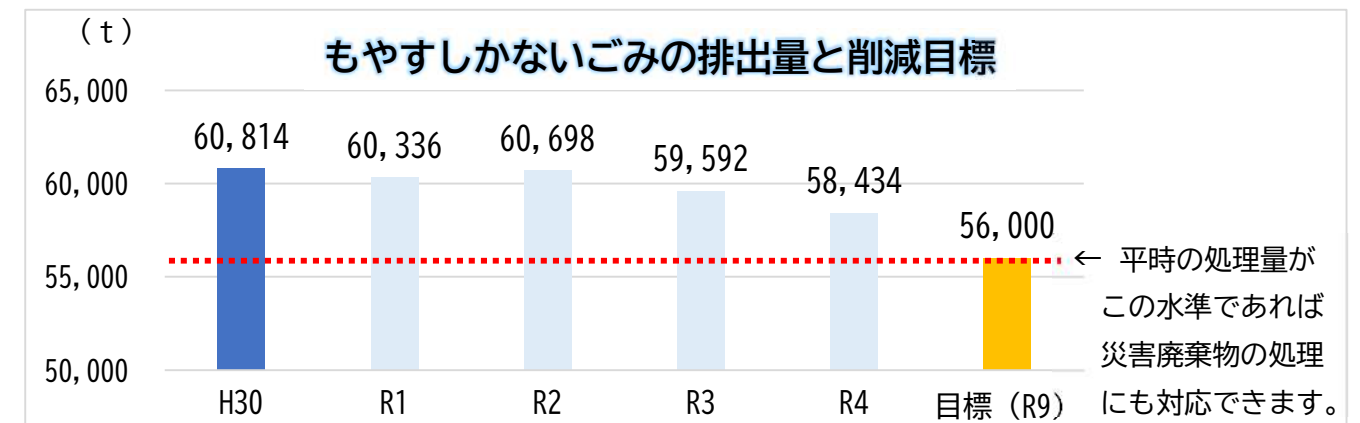
プラスチック製容器包装など



資源化可能な雑紙など



雑誌など



もやしつかないごみの排出量は、過去5年間、約60,000tの横ばいで推移しています。

指定ごみ袋制度によるごみの減量効果

東洋大学の山谷教授の研究成果（2012年）と岡山大学の藤原教授の発表資料（2012年）を参考に、家庭ごみは約7%、事業系ごみは11.5%の減量効果を期待しています。

全国の8割を超える自治体が指定ごみ袋制度を導入済みです。

～よくある質問と回答～

Q1 いつから始まるの？

A1 令和6年10月1日から始まる予定です。これまでのごみ袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日からは指定ごみ袋制度を完全実施する予定です。

Q2 今後、ごみを捨てる時は全てのごみで指定ごみ袋を使わなければならないの？

A2 指定ごみ袋制度は「もやししかないごみ」が対象です。
それ以外のごみはこれまでどおりに排出していただけます。

Q3 今までのごみ袋は使えなくなるの？

A3 「もやししかないごみ」を排出する場合は、指定ごみ袋を御利用ください。
「もやししかないごみ」以外のごみを排出する場合には、これまでのごみ袋を引き続き御使用いただけます。

Q4 指定ごみ袋はどこで買えるの？

A4 これまでどおり、販売店（スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア）等で御購入いただける見込みです。

Q5 指定ごみ袋の価格はいくらなの？

A5 指定する仕様を満たすごみ袋を製造できる複数の製造業者が製造し、従来の流通販売経路を通して多くの販売店で販売する方式を予定しています。自由競争によって指定袋の価格が低減することを期待していますが、従来のごみ袋と同様、販売店等によって販売価格は異なります。

Q6 指定ごみ袋を導入すると本当にごみが減るの？

A6 指定ごみ袋制度は、既に全国の8割を超える自治体で導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。しかし指定袋を使うだけで自動的にごみが減るわけではなく、指定ごみ袋制度の開始を契機に分別を徹底していただき、ごみを出さない活動を意識していただくことで、はじめて効果があります。皆様の御協力をお願いいたします。

Q7 指定ごみ袋を使っても分別が不十分だと処理してもらえないの？

A7 分別されていない場合は従来と同様に、ルール違反として搬入できない場合があります。分別の徹底による資源回収とごみの減量化に御協力をお願いいたします。

Q8 経済負担が増えるのは困ります。

A8 導入を予定している制度は、ごみ袋の価格にごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」です。ほかにも市町や事業系と家庭系を共通の袋にしてスケールメリットが働きやすいようにするなど、できる限り指定袋の価格が高くならないような制度設計にしています。

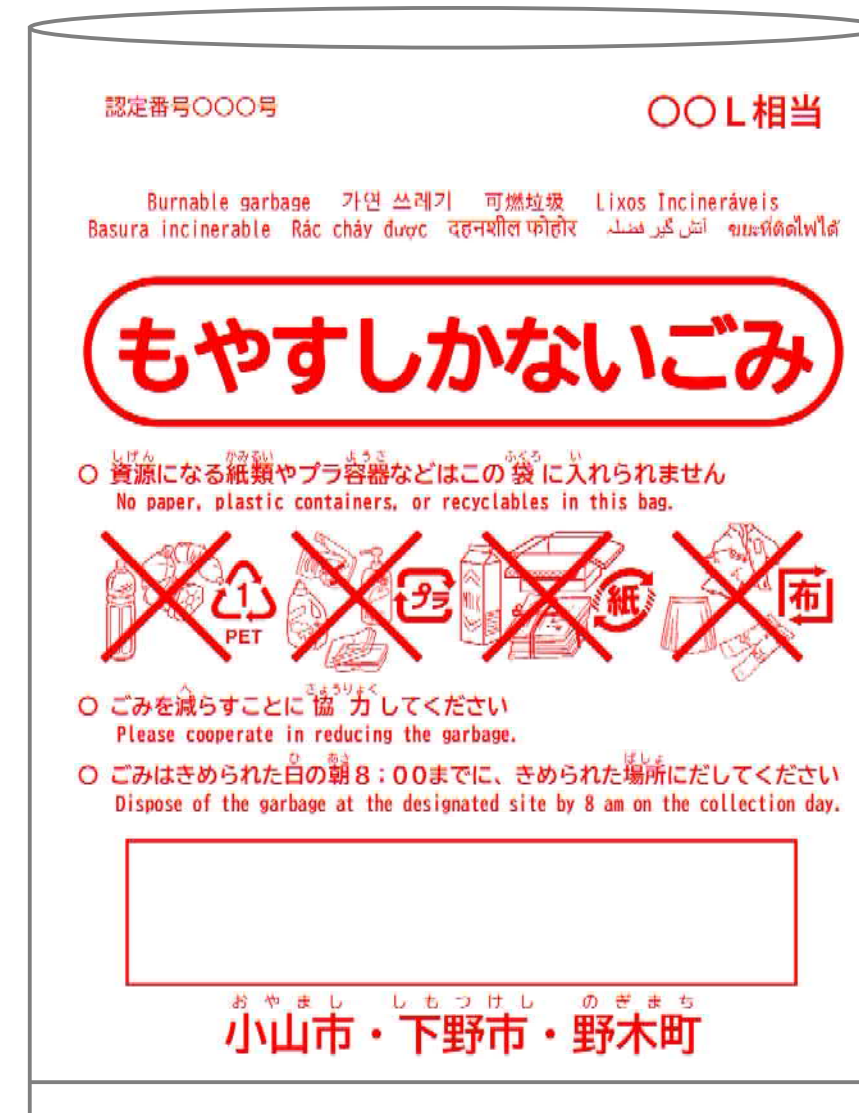
令和6（2024）年10月から

もやししかないごみ（燃やすごみ・可燃ごみ）の 指定ごみ袋制度が始まります

○指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に自治体が指定するごみ袋を御利用いただく制度です。

燃やすごみ・可燃ごみ（以下「もやししかないごみ」という）の中に約20%含まれている紙類やプラスチック製容器包装などの資源物について、分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、もやししかないごみを削減することを目的としています。今回導入する制度では、指定ごみ袋の価格に、ごみ処理手数料は含みません。



※指定ごみ袋制度の導入を契機に、これまで市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を「もやししかないごみ」へ統一することになりました。これは、資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現した名称です。